

第1回 静岡市災害義援金配分委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年11月28日（月）10時30分～11時45分
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎 新館9階 特別会議室
- 3 出席者 江原勝幸委員長、小幡剛弘委員、梶谷浩委員、加山秀剛委員、田宮文雄委員
- 4 事務局 保健福祉長寿局健康福祉部 福祉総務課 生涯活躍推進室
- 5 議題
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) 保健福祉長寿局次長あいさつ
 - (4) 委員長、副委員長の選出
 - (5) 報告事項
 - ア 令和4年台風第15号災害の被害の概要について
 - イ 災害義援金の実施状況について
 - (6) 審議事項
 - ア 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について
 - (ア) 配分対象
 - (イ) 配分基準
 - (ウ) 配分金額
 - (エ) 配分時期及び配分方法
 - (7) 閉会

6 議事

司会	定刻となりましたので、ただいまより、「第1回 静岡市災害義援金配分委員会」を開催致します。 委員の皆さまには、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、本日の司会進行を務めさせていただきます福祉総務課の山本と申します。よろしくお願い致します。
司会	本委員会は、令和4年台風第15号の被災者の生活再建を支援し、被災者等を労わるため、市内外の皆様から寄託された義援金を公平かつ適正に被災者に配分するため、配分割合等を審議する市の附属機関です。 まず始めに、審議会委員の皆さまに、委員委嘱の説明をさせていただきます。

	<p>す。</p> <p>本日お集りの委員の皆様は、資料1の当委員会設置規則（静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則）第5条の規定によりまして令和5年9月30日までとなります。ご承知おきください。</p> <p>委嘱状につきましては、既に席に配布させていただいておりますので、ご確認をお願い致します。</p>
司会	<p>それでは、本日机上去ご用意致しました資料の確認をお願い致します。</p> <p>次第及び資料1～6を綴じた書類1式と県義援金の資料をお配りしています。資料に落丁などございましたら挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
司会	<p>続きまして、保健福祉長寿局次長よりご挨拶を申し上げます。</p>
局次長	<p>皆さま、こんにちは。静岡市保健福祉長寿局次長の池田と申します。</p> <p>本日お集りの皆様におかれましては、急なお願いにも関わらず静岡市災害義援金配分委員会の委員就任をご快諾いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この度の令和4年9月台風第15号災害では、9月23日から降り続いた豪雨によって清水区を中心に多くの方が浸水被害に苦しみました。本日まで住宅・事業所等合わせて7,000を超える罹災証明の交付申請をいただいている状況です。被災の全体像が見えない中で不安な夜を超えた後も、取水口の破損や落橋による断水により、復旧はもとより日々の生活もままならない中で苦しい思いをされた市民も多くいらっしゃいました。取水口や断水の復旧、災害ゴミの回収、事業所への支援等を市として速やかに対応してきました。その上で支援が必要にも関わらず支援が届いていない被災者がいないかを確認するために、一万を超える世帯への戸別訪問を市を挙げて実施しているところです。</p> <p>本日審議いただく災害義援金は、被災者に心を寄せてくださった市内外の皆様から寄託いただいたものです。</p> <p>市は9月30日から募集を開始し、本日まで4千7百万円を超える義援金が寄せられました。県に寄せられた義援金のうち静岡市に配分された1億3000万を超える義援金も含めて審議いただきます。改めて感謝申し上げます。この浄財を生活再建の一助としていただくべく、公平かつ適正に配分するための審議をお願いしたく、本日、皆様にお集まりいただきました。</p> <p>日頃から高い見識を活かして市政運営にご協力を賜っている委員のみなさまには、この義援金を公平かつ適正に配分するため、是非とも忌憚のない御意見をいただきたく存じます。</p>

	<p>今回は、迅速性の観点から被害区分に応じた仮の配分比率を定めて、第1回の配分額を審議していただきたいと考えております。今後、義援金の受付と配分の申請を締め切った後に最終的な配分比率を、配分が終了した後に最終報告を、この委員会において諮ることになります。委員の皆様には年度を跨いで引き続きご協力をいただくこととなり大変恐縮ではございますが、寄託者の思いを被災者に伝え、生活再建の一助としていただくよう迅速な配分に努めてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い致します。</p> <p>以上で簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。</p>										
司会	<p>続きまして、委員になっていただいた方の御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしますので、その場でご起立いただき、一言、ご挨拶をお願い致します。</p> <table border="1" data-bbox="379 842 1102 1088"> <tr> <td>静岡県立大学短期大学部</td> <td>江原 勝幸</td> </tr> <tr> <td>静岡市社会福祉協議会</td> <td>小幡 剛弘</td> </tr> <tr> <td>静岡市民生委員児童委員協議会</td> <td>梶谷 浩</td> </tr> <tr> <td>加山公認会計士事務所</td> <td>加山 秀剛</td> </tr> <tr> <td>静岡市自治会連合会</td> <td>田宮 文雄</td> </tr> </table> <p>《委員自己紹介》</p>	静岡県立大学短期大学部	江原 勝幸	静岡市社会福祉協議会	小幡 剛弘	静岡市民生委員児童委員協議会	梶谷 浩	加山公認会計士事務所	加山 秀剛	静岡市自治会連合会	田宮 文雄
静岡県立大学短期大学部	江原 勝幸										
静岡市社会福祉協議会	小幡 剛弘										
静岡市民生委員児童委員協議会	梶谷 浩										
加山公認会計士事務所	加山 秀剛										
静岡市自治会連合会	田宮 文雄										
司会	<p>次に、本日の予定でございますが、お手元の次第のとおり順次進め、閉会は、正午頃を予定しております。</p> <p>なお、本日の出席委員は、委員数5名のうち現在5名で、過半数を超えておりますので、委員会が成立しておりますことをご報告致します。</p>										
司会	<p>それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。</p> <p>議題4の委員長の選任についてですが、当委員会設置規則第6条の規定により、委員の互選により委員長を決定するとなっておりますが、委員長が決定しておりませんので、委員長が決まるまでの間、進行役としての仮議長が必要となります。仮議長につきましては、事務局から指名をさせていただきますと思います。</p> <p>小幡委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>《委員一同》異議なし</p> <p>小幡委員よろしいでしょうか。それでは、小幡委員、お願い致します。</p>										
仮議長	<p>委員の小幡でございます。委員長が決まるまでの間、進行役を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、議題4の委員長の選任でございますが、お手元でございます資料2の委員名簿もご参照いただき、どなたかご意見ありますでしょうか。</p>										
梶谷	<p>江原先生にお願いしたいです。</p>										

仮議長	<p>ただいま梶谷委員より江原委員にお願いしたいとの発言がありましたが、委員の皆さま、いかがでしょうか。</p> <p>《委員一同》異議なし</p> <p>それでは、賛同をいただきましたので、委員長を江原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>それでは、江原委員長より、ご就任のあいさつをお願いします。</p>
委員長	<p>改めまして静岡県立大学短期大学部の江原です。私は保健福祉の様々な委員会に関わってきましたが、このような委員会は全く初めてです。皆様もそうかと思いますが、公平かつ適正な配分に加えて迅速性も問われますので、委員の皆様の意見をたいて審議していきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>それでは、ここからの進行は、当委員会設置規則第6条の規定により、江原委員長にお願い致します。</p> <p>江原委員長、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、早速進めて参ります。</p> <p>当委員会の副委員長ですが、当委員会設置規則第6条の規定により、委員長が指名することとなっております。</p> <p>副委員長につきましては、先ほど仮議長をお勤めいただきました静岡市社会福祉協議会の小幡委員にお願いしたいと思います。</p> <p>委員の皆さま、よろしいでしょうか。</p> <p>《委員一同》異議なし</p> <p>小幡委員、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、次第5の議事に移ります。</p> <p>今回、報告事項が2件、審議事項が1件ございます。</p> <p>では、「報告事項1 令和4年台風第15号災害の被害の概要について」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料3「令和4年台風第15号災害の被害の概要について」をご覧ください。</p> <p>まず、資料一番上からご説明致します。～資料読み上げ～</p> <p>「令和4年台風第15号災害の被害の概要について」の説明は以上です。</p>
委員長	<p>ただいまの件について、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>《質疑応答》質問なし</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>それでは、「報告事項2 静岡市災害義援金の実施状況について」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料4「静岡市災害義援金の実施状況について」をご覧ください。</p>

小幡	独居かどうかなどの世帯の状況はわからないのでしょうか。
事務局	床上浸水のあった地域全戸を回っていますが、何人世帯かの世帯状況の分析はできていません。
事務局	清水区に限らず概して独居の方も多かった印象です。福祉サービスなどを中断しているという方も 20 世帯以上ありましたので、支援につないでいます。また、10 件弱ですが、緊急の対応が必要な方もいましたので地域包括支援センターにつないでいます。
梶谷	罹災証明を申請していない世帯もあるとのことですが、義援金配分申請勧奨のための広報とは具体的にどのような方法を考えていますか。
事務局	床上浸水以上の方には、被災直後のローリング調査と先程ご説明した戸別調査において罹災証明発行申請の勧奨が既にできています。それとは別に、広く皆様への広報としては、広報しずおか・ホームページ・SNS などでも申請勧奨をしていきます。 罹災証明を発行済の方の情報は市で把握済ですので、こちらから申請書を送ります。
梶谷	独居高齢者は罹災証明交付申請や配分申請の案内が来ても、手続きが難しい可能性があるが、どうフォローするのでしょうか。
事務局	手続きが困難な方のフォローのためにも戸別調査で支援が必要な世帯を調査しました。調査において要支援と判明している世帯には引き続き申請手続きにおいても支援していきます。
田宮	戸別調査については市から通知があり、承知していましたが、床下浸水についても網羅しているのでしょうか。
事務局	今回の調査は清水区を中心に床上浸水被害が出ている地域の世帯を抽出しています。そのため、町内全体を全戸訪問している地域ばかりではなく、床上浸水のあったお宅を中心にして行っています。床下浸水被害にあった地域全体への調査はできておりません。
田宮	そうすると、配分金額案3の床下浸水まで配分するというのは現実的に難しいかもしれませんね。
事務局	市としても現在までの支援施策で床下浸水を対象としているものがなく、県も床上浸水を基準としていますので、今から床下浸水も含めて把握していくというのはハードルが高いと思っています。
加山	今回の義援金の配分に当たっては絶対的な正解ということはないと思っています。その中で、県内外の他市町の事例は参考にしたのででしょうか。
事務局	県の配分委員会では他県も含めて近年あった豪雨災害での配分比率を参考に決定したと聞き及んでいます。また、熱海や相模原などの直近の事例を参考に致しました。ただ、一部損壊に床上・床下という区別をしている自治体ばかりではございません。県内市町も床上・床下の区分をしていない

	市町もあります。幸い静岡市は浸水区分があるので確認可能ですが、区分が必須でない以上、参考になる値はどの事例、平均配分比率はこの値という明確な参考値やスタンダードがあるわけではありません。
加山	どこかでは線を引かなければならないと思います。市民が納得してもらえるかどうかポイントになります。県の配分比率に納得感があれば良いが、他市町が床下にも配分する場合に、なぜ静岡市は床下を除外するのかという話になる可能性があります。
事務局	県は長野、新潟、山形などの過去の事例を参考にしていると聞いています。都度判断基準があるものの、義援金総額と被災件数を比較して余力があればより多くの被災者にと話になります。例えば大きく報道された熱海の土砂災害の事例ですと、圧倒的に今回の静岡市の方が被災エリアや被災件数が多いため、一概に比較ができません。そのような状況で、1件当たりの配分額を現実的に比較して判断する必要があります。県も配分委員会を開催した上で被災件数を勘案して決定した配分金額を基に市町への配分をしていると認識しています。
小幡	やはり床下浸水の件数の見込みが立たないとなると、実務的に床下も含めというのは難しいと感じますが、心情的なことを考えるとお見舞金のような側面もあると思いますので、悩ましいですが、床下も含めて検討はしなくてはと思います。
委員長	ご意見ありがとうございます。他に質問等が無いようでしたら、一つ一つ委員会としての意見をまとめたいと思います。 まず、「配分対象」は明確に罹災証明の交付を受けた方に限定することで適正性・公平性・迅速性を確保するということが案通りとしてよいでしょうか。
加山	「居住」というところがポイントになると思いますが、事業所等は対象としないということによいでしょうか。
事務局	ご指摘のとおり「住家」に限定します。
委員長	居住している住まいに対して罹災証明を交付されている者を対象とするということですね。よろしいでしょうか。 《委員一同》異議なし それでは案の通りとします。
委員長	「配分基準」、「配分金額」については、資料6を改めて見ますと、何れの案も県の義援金は県配分委員会の決定のとおりで、案1では市に寄せられた義援金も県の傾斜通りに配分する、案2では一律に配分する、案3は床下まで含めるということです。心情的には床下浸水でも生活に支障が出ていて含めて検討するということなのですが、1件当たりの配分金額を見る

	と 2000 円と低く、件数の見込みも読みづらいということがございます。2000 円のために罹災証明の交付申請をするかどうかということも予測できないところです。その点も含めて改めてご意見ございますでしょうか。
梶谷	案3について、報道によると床下浸水でも床をめくって修繕しなければいけないという話もあります。その被災に対して 2000 円というのはいかがでしょう。もらった方としても何の足しにもならないと思われるのではないのでしょうか。
事務局	事務局での検討においても、単価が議論になりまして、床上と差をつけて1000 円、床下含めて一律配分ということも考えたのですが、床下の配分額と今後の今後の件数見込みを勘案すると義援金が足りなくなる可能性があるため、2000 円という案に致しました。
委員長	金額的などところと今後の予測が見えにくいという点がありますので、委員会としては床下浸水を含めないという方向でよろしいでしょうか。 《委員一同》異議なし そうしますと案1と2に絞られますが、いかがでしょうか。
加山	もう一度、案1と案2を作成した意図を伺いたい。県と同比率に加えてあえて案2を作成したのは、公平性と平等性のどちらを重視するのかということだと思いますが、趣旨を教えてください。
事務局	この義援金は損害をカバーするのに必要十分な額を交付できるものではございません。その中で最低でもおいくら配分するかという点がポイントになってきますので、一番配分額が低い一部損壊の被災者への口座振込額が10000円か18000円かという点に注目して案を作成しました。損害割合50%以上の全壊と比較すると一部損壊は10%未満なのですが、そこをどう比例させていくかを考えました。一部損壊の中でも10%に近い被災をした方から瓦1枚だった方まで様々です。被災の実情が多様であり、配分比率の正解がない中で、いくらが妥当なのかということ、皆様の知見と被災地域の声を勘案して委員会のご判断委ねたく、案1と案2を作成しました。
事務局	他の災害の例を参考のよりどころとすると、やはり被災の状況に応じて傾斜をつけるという一般的です。その事例に倣いますと、案1が他の事例に寄っているということになります。
田宮	案2をみると、全壊を12000円減らして一部損壊を8000円増やしているように見えます。一部損壊のほうが件数が圧倒的に多いのですが、留保額は大丈夫でしょうか。
事務局	案1ですと今集まっている義援金の66%を、案2ですと82%を交付する計算となります。第1回配分においては千円単位で切り捨てて配分額を出しています。
加山	案1は市に集まった義援金を一律に配分するので、県と合わせた口座振込

	額で見ると減っているように見えますが、資料6の市の義援金の行を見ると、被災の程度に応じて県と同じ傾斜をかけるか、一律に10,000円を配分するかという選択ですね。
委員長	案2は県義援金で傾斜をつけているので市としては一律に分けようという考えですね。いかがでしょうか。
田宮	まだ罹災証明出していないという方もいると思いますが、どのくらいの申請が今後あると見込んでいるのでしょうか。
事務局	現在の交付件数に加えて800件ほど罹災証明が交付される前提で試算しています。
加山	案1と案2を比較するとそれぞれ6割なり8割を配分するということがありますが、留保額はどのように見込んでいますか。
事務局	被害が大きい方は既に罹災証明交付申請を終えているだろうとの見込みの基、これから交付をする方の半分は半壊、半分は一部損壊に収まるだろうという推定でシミュレーションしています。
加山	それすると軽い程度の判定の方への市義援金の配分比率が高い案2のほうが余力を残して置いた方がよいのではないのでしょうか。
事務局	床上浸水以上を対象とするのであれば、今後交付見込みが大幅に増えてくるということは可能性が低いと思います。切りの良い数字を置いておりますので誤差はあります。また、県から配分は、被害件数の報告時点がこのシミュレーションより早いため、配分額を割り出すに当たっての被災総数が少し少なくなっています。県からは第2回被災状況報告に基づく第2回配分がありますので、県義援金の不足分をカバーしている分が是正されることを勘案すると、実質留保額は確保できていると思います。
委員長	確かに全体の傾斜はつけないといけません、額の大きい県の義援金で傾斜がついているので案2も選択としてあり得ると思いますが、どうでしょうね。
梶谷	市としてはどの案が最も実行性が高いと考えていますか。
事務局	市として市に寄託された義援金を被災に応じて配分したという説明がつくのは案1ではないかと思います。案2において県と市の内訳を提示した際に若干説明がしにくい部分はあります。
事務局	何れの案も義援金が足りなくなるリスクを勘案した案ですので、実行性という点ではご安心ください。そのうえで、県の考え方を踏襲するという選択がスタンダードではと考えています。その上で、市義援金をは一律に配分し、合計額で傾斜をつけるという案2の選択肢もお示しました。
加山	寄託した方の立場からすると、市がどうやって配分したかを考えたときに、単純に一律配分するよりも、被災の深刻度に応じて配分したという方が腹落ちするかと思います。

<p>委員 長</p>	<p>それでは、委員会としては、被災の程度に応じて傾斜をつけるという説明責任を果たす意味でも、被災の程度を基準として案1に基づいて義援金を配分するというよいのでしょうか。</p> <p>《委員一同》異議なし</p> <p>また、「配分時期及び配分方法」については、案のとおり、受領後に第2回委員会を開催する点も含めて、迅速に被災者への配分を実施するようにしてください。よろしいでしょうか。</p> <p>《委員一同》異議なし</p> <p>以上で、本日の審議事項は全て終了しました。</p> <p>皆さまのご協力をいただき、無事審議を終えることができました。ありがとうございました。それでは司会の方に進行をお返しします。</p>
<p>司会</p>	<p>江原委員長、ありがとうございました。</p> <p>閉会の前に、事務局より1点ご連絡があります。</p> <p>「第2回 静岡市災害義援金配分委員会」を申請締め切り後の3月頃の開催を予定しております。</p> <p>いくつもの附属機関委員を兼務されている委員の皆さまには、ご負担を掛けることとなりますが、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>なお、要職についていらっしゃる皆さままでございますので、開催日時につきましては、できるだけ早期にご連絡させていただきますが、日程調整のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、「第1回 静岡市災害義援金配分委員会」を閉会致します。ありがとうございました。</p>